| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| b　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書（法第24条の４の７第１項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。<br>　また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。(27)において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。<br>［(a)・(b)　略］ | b　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書（法第24条の４の７第１項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。<br>　また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。(28)において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。<br>［(a)・(b)　同左］ |
| c　［略］ | c　［同左］ |
| d　各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を同法第228条第１項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第１項、第182条第１項、第212条第１項若しくは第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（(21)のａにおいて同じ。）。 | d　各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を同法第228条第１項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第１項、第182条第１項、第212条第１項若しくは第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（(22)のａにおいて同じ。）。 |
| ［(8)～(18)　略］ | ［(8)～(18)　同左］ |
| ［削る。］ | (19)　本籍地<br>外国人の場合には、国籍を記載すること。 |
| (19)～(26)　［略］ | (20)～(27)　［同左］ |
| (27)　対象者の状況<br>「２　株価の状況」、「５　伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等」及び「６　その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。<br>　また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。 | (28)　対象者の状況<br>「２　株価の状況」及び「５　その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。<br>　また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。 |
| (28)～(34)　［略］ | (29)～(35)　［同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

**第二条**　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第五号の四様式 | 第五号の四様式 |
| 【表紙】 | 【表紙】 |
| 【提出書類】　有価証券届出書 | 【提出書類】　有価証券届出書 |
| 【提出先】　関東財務局長 | 【提出先】　関東財務局長 |
| 【提出日】　年　月　日 | 【提出日】　年　月　日 |
| 【発行者（受託者）名称】 | 【発行者（受託者）名称】 |
| 【代表者の役職氏名】(2) | 【代表者の役職氏名】(2) |